

令和6年度第19回都市経営会議 令和7年(2025年)1月27日(月)開催

1 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和6年度補正予算について)

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 宝塚市都市開発基金条例を廃止する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

(担当部説明：事務事業見直しにおける歳入確保及び特定目的基金の活用という2つの観点から検討し、このタイミングでの廃止提案に至ったもの。)

- ・ 平成20年度以降、基金の取崩しは行っていないとのことであるが、その間にも、さらさら仁川の普通財産取得のための償還等があったと思う。つまり、基金を取崩して償還に充てることはしていないと解釈する。

基金残高は、さらさら仁川普通財産取得償還金に充当するとあるが、基金を取崩して充当するのか、それとも基金の廃止によって一般財源化することで充当するのか、いずれの方法を考えているか。

また、基金の目的からしたときに、償還に充てても問題ないか。

⇒ 平成14～16年及び平成19年については償還金に充当している。他の年度で充当していなかったのは基金残高が不足していたためであり、償還金への充当は問題ないと考えている。

- ・ 資料中、基金の設置経緯についての説明を見ると、基金を設置した昭和62年度の時点で、宝塚駅前の再開発だけではなく、仁川や売布地区での再開発も予定されていたように読み取れるが、実際のところどうであったのか。
- ・ 仁川や売布地区での再開発は震災復興の一環として実施しているため、基金の設置時点では当該地区での再開発事業は想定されていなかったのではないか。

⇒ 昭和63年2月8日に行われた市内行政企画審議会の記録に、仁川や売布地区での再開発事業に関する記載があったため、資料のとおり書きぶりとした。当該地区での再開発は、当時から一定予定されていたものと理解している。

3 宝塚市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

- 4 宝塚市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び宝塚市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

- 5 宝塚市立健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 前立腺がん検診の内容は血液検査か。
- ⇒ 採血を行い、PSA（前立腺特異抗原）という、前立腺がんの腫瘍マーカー（主にがん細胞によって作られるタンパク質などの物質）の値を測定する検査を行う。
- ・ 今回提案のあった前立腺がん検診の廃止は、今後、3月議会に諮り、4月1日の施行を目指されるとのことだが、市民への周知はどのように行う予定か。前立腺がん検診は、健康センターだけではなく、市内医療機関でも実施されていることに加え、中には4月に入ったらずちに受診しようと考え3月中から予約される市民も多いのではないか。
- ⇒ 3月1日号の広報誌で、4月以降の検診予約の案内を行う予定であるため、あわせて前立腺がん検診は廃止予定であることを掲載する。
- 前立腺がん検診は継続して受診される方が多く、令和5年度の実績を見ると、令和4・5年度に2年連続で受診された方は68%程度であった。令和5・6年度にかけて継続して受診されている方には、3月の最終週に廃止についての個別通知を行う予定である。
- また、例年3月の最終週には特定健診や後期高齢者健診の受診券を送付するため、その中にも通知文を同封する予定である。
- ⇒ 健康診断のオプションにも前立腺がん検診があったと思うが、そちらは変わらず選択できるのか。前立腺がん単独での検診をやめるという理解でよいか。
- ⇒ 選択可能である。
- ・ 前立腺がん検診は結構な人数が受診されていると思うが、先ほどの説明では、がんの死亡率減少に関する証拠が不十分との理由から、国はそれほど推奨していないとのことであった。これまでの実績で、検査の結果がんを早期に発見でき、早期の治療に繋がった人の数は分かるか。
- ⇒ 年間20～30名、この検診によって前立腺がんが発見されている。ただ、法に基づい

たものではないため、精度管理という意味では、早期か否かというところはしっかりしたデータが取られていない。

- ・ 何を検診するかは時代に応じて見直していくべきものとするれば、すべてを条例に記載する必要はあるのか。法律で定められているものは条例に記載し、市独自で実施するものについては、その他規則で定めるとする方が柔軟に対応できるのではないか。実際にできるかどうかは別途、検討が必要であるが、任意のものは柔軟に追加したり除外したりできるようにした方が良いと思う。今後の検討事項としてほしい。

⇒ 人間ドックについては任意型検診ということもあり、規則で定められるようにしている。建付けとしては、対策型検診は条例で、任意型検診は規則でという整理をしている。実際には対策型検診についても規則で書いているところが一部あるため、可能ではあるかもしれない。

- ・ 直営で事業を実施していない市町はあるか。

⇒ 人間ドックはむらがあるが、対策型検診のように国が実施を義務付けているものは概ね直営で実施しているところが多い。ただし、胃がん検診のように大型機器を入れる必要があるものは、かなりのスペースが必要になるため、対策型検診であっても市直営（健康センター）ではなく医療機関で実施しているものもある。

6 宝塚市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 管理部

【結 果】 （改正手法を必要に応じて見直すことを条件に）承認

【質疑等】

- ・ 条例の改正手法について、このままだと同名の条例が2件、同日施行されることになるが、この方法ではなく、すでに公布済の一部改正条例の一部改正条例という方法は取らないのか。

⇒ 総務課との協議を経て提案資料の形となっているが、今回の意見を踏まえて再検討させていただく。

- ・ 12月議会で提案をされた際に、議会から、増額改定を行っても物価高騰の勢いがすさまじく、給食の質が保てないのではと意見があったと思う。物価高騰が続いている中、今後の対応をどのように考えているか。

⇒ 他市は給食費を条例ではなく規則で定めているため、本市よりも後のタイミングで改定がされていくものと思う。具体的には、阪神各市では1月下旬から2月上旬ごろにかけて給食費が決まっていくと聞いているが、本市の場合は給食費を条例で定めているため、このタイミングでの提案となる。

これまでのように、たとえ質の担保が厳しい状況にあっても10年間に渡り給食費を見直さないという考え方ではなく、学校関係者と保護者で構成する委員会を年2回開催しているため、その場でしっかりと情報提供をし、給食費の在り方を検討する中で、

毎年適正な金額を設定していきたい。一旦4月は提案の金額でスタートさせ、翌年度以降については上半期にしっかりと議論を行い、随時、一定の方向性を出していきたい。

- ・ 長期的に見直しを行わないわけではなく、状況を見ながら、さらなる値上げも検討しなければならない考えか。
- ⇒ これまでは努力の範疇である程度、物価高騰の影響をカバーしてきたが、中々努力だけでは賄いきれないため、当然努力はしつつも、阪神各市の情勢も見ながら適正な価格を決定していきたい。